

# 令和6年大和市農業委員会第12回総会議事録

令和6年12月23日（月）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1 番 高 橋 守 委員	1 0 番 荻 窪 登 委員
2 番 大 沼 茂 樹 委員	1 1 番 池 田 俊 一 郎 委員
3 番 眞 壁 浩 二 委員	1 2 番 木 村 賢 一 委員
4 番 遠 藤 一 直 委員	1 3 番 古 谷 田 和 子 委員
6 番 渡 邊 み どり 委員	1 4 番 保 田 雄 一 委員
7 番 富 澤 克 司 委員	1 5 番 長 谷 川 慶 太 郎 委員
8 番 田 邊 義 之 委員	1 6 番 関 水 好 美 委員
9 番 古 木 恒 樹 委員	

## 2. 本日の欠席委員

5 番 小 川 正 夫 委員

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 金子 純一郎  
次長 佐藤 祐介  
主査 中川 雅美  
主査 富田 規裕

## 4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 諸報告  
日程第3 報告第43号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
日程第4 報告第44号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出

について

日程第5 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

日程第6 議案第30号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第43号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第44号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第30号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 6 年 12 月大和市農業委員会第 12 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、1 番、高橋守委員、2 番、大沼茂樹委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。諸報告になります。

11 月 18 日、第 48 回大和市民まつり出店部会が開催され、大沼委員が出席されました。

11 月 19 日、眞壁会長、遠藤職務代理、池田遊休農地対策部会長から市長へ、「令和 7 年度大和市農業施策に関する意見について」を提出されました。

11 月 20 日、第 104 回常設審議委員会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

11 月 21 日、令和 6 年度大和市産業人表彰式が開催され、眞壁会長が出席されました。

11 月 22 日、令和 6 年度綾瀬市園芸立毛共進会褒章授与式が綾瀬市で開催され、眞壁会長が出席されました。

11 月 27 日、大和市経営生産対策推進会議が開催され、眞壁会長が出席されました。

11 月 28 日、令和 6 年度全国農業委員会会長代表者集会が都内で開催され、眞壁会長が出席されました。

12 月 18 日、第 105 回常設審議委員会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

続いて、県許可等の状況でございます。

令和 6 年第 10 回総会、議案第 24 号の下和田における賃借権設定の許可申請

につきましては、令和6年11月22日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等何かございますでしょうか。

大沼委員。

○大沼委員 大和市民まつりの第1回出店部会に出席してまいりました。日時は、5月10日、11日に一応開催されるということでございます。時間は10時から12時、あと、出店の期限は令和7年2月20日ということでございます。出店説明会は、令和7年4月9日からあるということでございました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

私からは、諸報告に載っておるとおりでございますけれども、大和市も綾瀬市もこの時期の産業展といいますか表彰がございまして、初めて綾瀬市にも行かせていただいたのですが、綾瀬市は農業収穫祭の表彰と園芸立毛共進会の授与と、そういった賞。それで、大和市はスポーツセンターで産業展の産業人の表彰、それにも出席させていただきまして、授与式というのに出させていただきますので、緊張する場面がたくさんございました。

そんなことで、ご報告は以上にさせていただきます。

そのほか、よろしかったら次に移ります。

本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第43号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第4、報告第44号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明します。

報告第43号については議案書1ページの4件が、報告第44号については議

案書 2 ページの 5 件がございました。案内図は総会資料の 3 から 5 ページで  
ございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決に  
より受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 報告第 4 3 号の 4 番ですけれども、西側の申請地と、またさらに西と南  
側が中途半端に空いているような感じなのですが、ここは現在農地なものでし  
ょうか。ここだけ今回申請に出されたのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 隣地については、現在、雑種地の様子を呈している状況でいらっしゃって、  
今回の申請に関しては、関連があるかどうかというのは確認しておりません。

○議長 ほかございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第 5、議案第 2 9 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定によ  
る農用地利用集積計画についてを議題に供します。

なお、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限によりまして、  
「委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、  
その議事に参与することができない」となっております。よって、質疑及び採  
決については、該当者に退室していただきます。

受付番号 1、6、7 について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第 2 9 号、受付番号 1 番についてご説明いたします。継続の案件でござ  
います。議案書 3 ページ、資料は 6 から 7 ページになります。

大和市長から、令和 6 年 1 2 月 6 日付で農用地利用集積計画の諮問を受けてい  
ます。賃貸借権を設定する土地の面積は 1, 1 7 6 m<sup>2</sup>です。借人の住所、氏名  
及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和 7 年 2 月 1 日から

令和9年1月31日までの2年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。

続いて、受付番号6番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書4ページ、資料は16から17ページになります。

大和市長から、令和6年12月6日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は824㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。

受付番号1番及び6番の借人は、トラクター等の農機具を所有し、現在6,081㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和6年12月3日に関水委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号7番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書4ページ、資料は18から19ページになります。

大和市長から、令和6年12月6日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は813.57㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。貸し借りの初回時の期間は1年間を通常としていますが、当該地にビニールハウスを設置する計画での貸し借りであることから、貸人と借人双方が合意し、5年間での開始となりました。借人は今年4月より就農したもので、耕運機等の農機具を所有し、現在4,849㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和6年12月5日に渡邊委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上です。

○議長 次に、受付番号2から5と8、9について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第29号、受付番号2番についてご説明いたします。議案書3ページ、

資料は 8 から 9 ページになります。

大和市長から、令和 6 年 1 2 月 6 日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。更新の案件でございます。賃貸借権を設定する土地の面積は 1, 2 5 2 m<sup>2</sup>です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和 7 年 2 月 1 日から令和 1 0 年 1 月 3 1 日までの 3 年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等の農機具を所有し、現在 2 万 5, 8 5 2 m<sup>2</sup>を経営しています。農業経営者 1 名、農業専従者 1 名、農業補助者 2 8 名で農業経営を行っております。

令和 6 年 1 2 月 2 日に荻窪委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号 3 番についてご説明いたします。議案書は 3 ページ、資料は 1 0 から 1 1 ページになります。

大和市長から、令和 6 年 1 2 月 6 日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。更新の案件でございます。賃貸借権を設定する土地の面積は 1, 4 6 0 m<sup>2</sup>です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和 7 年 2 月 1 日から令和 1 0 年 1 月 3 1 日までの 3 年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等の農機具を所有し、現在 2 万 5 2 9 m<sup>2</sup>を経営しております。農業経営者 1 名、農業専従者 2 名で農業経営を行っております。

令和 6 年 1 2 月 2 日に荻窪委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号 4 番についてご説明いたします。議案書は 3 ページ、資料は 1 2 から 1 3 ページになります。

大和市長から、令和 6 年 1 2 月 6 日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。更新の案件でございます。使用貸借権を設定する土地の面積は 1, 2 4 8 m<sup>2</sup>です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和 7 年 2 月 1 日から令和 1 2 年 1 月 3 1 日までの 5 年間、使用貸借権を設定し、水稻を栽培する計画です。借人は田植機等の農機具を所有し、現在 7, 1 5 1 m<sup>2</sup>を経営しています。農業経営者 1 名、農業専従者 1 名、農業補助

者3名で農業経営を行っております。

令和6年12月6日に荻窪委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号5番についてご説明いたします。議案書は3ページ、資料は14から15ページになります。

大和市長から、令和6年12月6日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。更新の案件でございます。使用貸借権を設定する土地の面積は1,000㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間、使用貸借権を設定し、水稻を栽培する計画です。借人は田植機等の農機具を所有し、現在7,151㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者3名で農業経営を行っております。

令和6年12月6日に荻窪委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号8番についてご説明いたします。議案書は4ページ、資料は20から21ページになります。

大和市長から、令和6年12月6日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。新規の案件でございます。貸借権を設定する土地の面積は1,000㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間、貸借権を設定し、水稻を栽培する計画です。借人は、田植機等の農機具を所有し、現在2,028㎡を経営しています。農業経営者1名、農業補助者1名で農業経営を行っております。

令和6年12月2日に眞壁会長と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号9番についてご説明いたします。議案書は4ページ、資料は22から23ページになります。

大和市長から、令和6年12月6日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。新規の案件でございます。貸借権を設定する土地の面積は2,359



m<sup>2</sup>です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間、賃貸借権を設定し、水稻を栽培する計画です。借人は田植機等の農機具を所有し、現在1万5,852m<sup>2</sup>を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者28名で農業経営を行っております。

令和6年12月2日に荻窪委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1、6について、関水委員、お願いします。

○関水委員 受付番号1番及び受付番号6番について、12月3日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地はしっかり管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号7について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 受付番号7番について、12月5日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号2から5と9について、荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 本件について、12月2日及び6日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。受付番号2番、3番は露地野菜を栽培しております。受付番号4番、5番は水稻栽培をし、9番についても水稻を栽培する予定とのことです。利用権を設定することに問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号8については、私から説明いたします。

本件について、12月2日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確

認いたしました。現地は水稻を栽培する予定とのことでございます。利用権を設定することに問題ないと思います。

以上で地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、受付番号1、2、4から7、9について質疑をお願いします。意見はございますでしょうか。3と8以外になります。受付番号3と8は、議事参与の関係で、質疑、採決ともに後ほど行います。

木村委員。

○木村委員　　まず、1番ですけれども、こちらは更新で2年ということですが、これは、その前は何年だったのでしょうか。同じ2年で今回2年の更新ということでしょうか、確認させてください。

○議長　　事務局。

○事務局　　こちらは、現在走っているのは契約期間5年でした。貸主のご意向で今回の更新後は2年でというご希望でしたので、合意した結果、2年の契約になっています。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　それで、5年で今回2年ということは、2年後、トータル7年になるわけですけれども、その前はご自分でやっておられたのですか、それとも、それ以前から貸しておられたのですか。その辺のところがわかれば。

○議長　　事務局。

○事務局　　いつから開始したかというのはちょっと資料がないですけれども、今走っている5年の前も同じ方が借りてやっていたらっしゃいました。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　恐らく、これはまだ年齢が66歳ということで、もう既に8年以上前からご自分では耕作できないという理由で、この方に貸出したということかと思えます。

あとは、7番については、先ほど新規だけど5年という理由は、貸手、借手両者話し合いで、ビニールハウスを設置されるからということのようですが、こちらについても、新規ですが、貸手の方はまだ54歳ということで若いのです

けれども、たしか今年度も別のところで貸さないかということで、これも確認ですが、ご本人が勤めておられるから耕作ができないという理由だったのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおりです。

○議長 事務局。

○事務局 先ほど1番の方の契約がいつからかというご質問があったと思いますが、こちらにつきましては、平成24年2月から貸し借りが始まっていますので、継続、継続という形でこれまで10年以上経過している案件になっております。

○議長 木村委員。

○木村委員 とりあえずあと1件だけです。9番について、これは新規で3年ということですがけれども、こちらについて、貸される理由がちょっと、年齢が66歳ということで、何か理由があって自らは耕作不可能ということで貸されるかと思うのですが、水田ですね。その辺、わかる範囲内で貸される理由について聞かせてください。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおり、年齢によってやり切れないのでというお話を伺っております。

○議長 あと、私のほうから。

事務局のお話プラス、水稻をつくと乾燥しなければいけないのですけれども、乾燥機のほうが昨年壊れたということも聞いていまして、設備投資をするよりもお貸ししたほうがというお考えになったということも聞いております。

ほかはよろしいですか。遠藤委員。

○遠藤委員 受付番号7番についてですが、ハウスの建設用地と伺っているのですけれども、つくる作物は何でしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そちらの内容までは、詳細は把握しておりません。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ちなみに、そのハウスについての資金は、自己資金でやられるというところ

ろは何っているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 一部補助金等を活用するご予定だと伺っています。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 5年という更新ということではありますけれども、では、しばらくの間は使いたいというご意思はあると考えてよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは資料の地図をごらんいただきたいのですが、18ページ、該当地は斜線でお示ししています。ここの北側の筆、こちらのほうも4月から借りていらっしゃるの、地続きで1枚にして使われるということで活用しやすいとご希望されて、所有者と話の折り合いがついて今回の申請になっています。こちらもハウスの耐用年数が7年あるので、切りのいいところで5年からスタートということで5年になったそうなのですが、ずっと使いたいということで伺っています。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ありがとうございます。

○議長 ほかはよろしいですか。田邊委員。

○田邊委員 同じく7番の案件ですが、今回利用権の設定を受ける方はアカデミー出身で、ここで認定農業者に今年なっていたと思うのですが、今言ったハウスの関係で、北側の土地を多分1年で間に農業会議が入って借りたと思うのですが、まず、質問の1点目が、今回、貸借で大和市役所が間に入っているかどうかというのが1点。あと、北側の土地が多分1年更新、1年で前回やっているのですが、そちらをまたいでハウスを建てるのか、もしわかれば。

最後ですが、多分4月から就農なので9カ月近くたっていると思うのですが、予定どおりというか自分の考えどおりに進んでいそうなのかどうか。ちょっと違ったなとか、そういうご本人の発言とかがもしあったら教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 まず、北側の筆の契約期間についてですが、ご指摘のとおり、1年契約が今

走っています。既にこの先の更新についても所有者側と調整済みで、延長していくということで双方合意しています。

あとは、ご本人がハウスを越境してまたいで建てるかどうかと。

○田邊委員　北側の土地がこのまま更新していくのだったら、越境しようが何しようが構わない。

○事務局　特に問題はないご状況になっています。

あと、最近のお困り事とかいろいろお話は聞いているのですけれども、おおむね計画どおり進んでいらっしゃるのではないかと私は思っています。ただ、先行して貸借権を設定した農地のことについては、ご相続があったりとかいろいろあったので、更新の手続が不安になられたりとかいろいろあったのですが、先日、所有者側の方とご家族とお会いしてお話しすることができて、しっかり更新をこれから継続していただけるということで安心されていらっしゃると思います。あとは、JAですとか出荷先がきちんとされていて、着実に進んでいらっしゃる方ではいらっしゃいます。

以上です。

○田邊委員　今回取引の間に。

○事務局　今回は農家同士での直の相対になりますので。

○田邊委員　ありがとうございました。

○議長　ほかよろしゅうございますか。長谷川委員。

○長谷川委員　続いて、また7番の件ですけれども、ビニールハウスを経営、そこに建設するというのですが、水などはどのようにするのですか。伺っていますでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　ひとまず私のほうでご本人から伺っているのは、電気は確保できるといったところでこちらの道路沿いのところを選ばれているというお話は聞いているのです。水道のことについては、こちらは承知していません。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　施設栽培を行う上で、普通の露地と大きく違うところというのは、やはり電気もそうですけれども、水。要するに、露地だと勝手に雨が降って地面に

水分を補給してくれますが、施設栽培の場合ですと、どうしても人の手によって水をそこに散布、配らなければいけない状況が発生するのですが、井戸を掘ったりとか、そういった計画があるのか、もしくは雨水をどこかタンクにためて、それで施設の中に配るというような計画があるのかどうかご存じですか。

○議長 事務局。

○事務局 特に水のことについてまではお話は伺えていないです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほかはよろしゅうございますか。木村委員。

○木村委員 基本的というか単純な話で申し訳ないですけども、この利用集積計画の中で賃貸借契約の場合と使用貸借もあるのですが、これの一番の理由は、両者の都合で使用貸借なのか賃貸借なのか、ほかに何か理由があるのか、ちょっとその辺、基本的なことかもしれないけれども、毎回こういうケースが出てきますので、念のために確認させていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 賃料については、基本的に貸す側の方のご希望が強いと思います。使用貸借でいいですという方もいらっしゃるれば、市の平均的な賃料を面積で比例計算して出した金額でご希望される方と2パターンになります。所有者側の意向でほとんど決まっていると、こここのところはそういう形で進んでいます。

○議長 木村委員。

○木村委員 両者の意向というか、むしろ貸手の意向が強いということですね。この金額、賃貸借の場合はそれぞれ1筆当たり幾らと決まっていますが、これは年間の金額ですか。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおり、1年間の金額になります。

○議長 木村委員、よろしいですか。

ほかはよろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号4について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号4は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号5について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号5は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号6について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号6は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号7について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号7は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号9について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号9は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

[暫時休憩]

○職務代理 それでは、再開します。

受付番号3について、質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 先ほどの1番と同じような質問になってしまうのですが、今回更新ということで3年間。それ以前は何年でやっておられたのですか。

○職務代理 事務局。

○事務局 去年に新規で開始して1年でやっていただいて、今回3年の更新となっております。

○職務代理 木村委員。

○木村委員 では、今回で4年になる。

○事務局 そのとおりです。

○木村委員 それで、先ほど1のところでもお聞きしたのですが、ご本人には耕作できないからこの方に貸すということなのか、その辺の事情がもしわかれば。

○職務代理 事務局。

○事務局 こちらは、借主の方がほかのところを借りていたところがちょっと借りられなくなって、かわりにやりたいというところを探していたところ、貸主の方が貸してもいいよということで、やり切れないということではなくて、借りたいほうが先に希望があって貸されたということ聞いています。

○職務代理 木村委員。

○木村委員 たしか今年も別の土地で新たに貸されたところがあったと思うのですけれ



ども、それも同じような理由を言われていましたね。たしか今年の何月か、これ以外のところが新たに貸された場所が貸主であったと思うのですが。

○職務代理 事務局。

○事務局 貸し借りをしている場所は、この所有者はここだけです。

○職務代理 木村委員。

○木村委員 では、1年前に初めて貸したものが、もう1年たったということかな。私がちょっと勘違いした。もう1年たったから更新と。

○職務代理 事務局。

○事務局 恐らくそういうことだと思います。

○職務代理 木村委員。

○木村委員 わかりました。ちょっと勘違いしていましたので。どういう理由で更新で、たしか前も出ていたので、今回で2口目という感覚でいたのでそういう質問になったのです。

これもちょっと聞くのもあれなのだけれども、私も農業委員で、借手がやる場所が不足するからぜひ借りたいというのは探していたのだが、ただ、農業委員がこういうものを貸すと、自分でやれないからではないけれども、貸すということ自体がちょっと違和感があるのですが、それは私が余計な感じ方をしてしまっているのかもしれないが、その辺は一切気にすることはないということなのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

借手がいるからと。むしろ農業委員は農業振興を積極的に進める立場かと思うので、人に貸すということ自体が、何ら気にすることはないということで、今後、それは私だって将来はわかりませんね。皆さんもいろいろな事情で、農業委員だけれども人に貸したい、借手が至近な方にいるからという場合、別にためらう必要がないのかどうか。それは、むしろ積極的に協力してやったほうがいいのか、農業委員でありながらもね。その辺をちょっと、私が神経質に考え過ぎるということで、そんなことは心配ないということであれば、今後こういうことに触れる必要はないと思っているのですから、その辺をちょっとお聞かせいただければ。

○職務代理 長谷川委員。

○長谷川委員　　木村委員のおっしゃられた今回の貸し借りの件ですけれども、恐らく最初に現場に立ち会ったのは私だったと思います。そのときは事務局の方と一緒にいってお話をお伺いしたのですが、ここの地域の土地の特殊性とかが若干ありまして、そのときお話を伺ったのが。そのときの記憶であれば、貸人と借人の方の土地がばらばらとあると。昔、先祖から引き継いできているものなので、何か理由があっってお互いに持ちつ持たれつみたいな、順番に所有者が変わったりとかするということで、ちょっと耕作がややこしいのでという話の流れがあっで、その中で、ではちょっとお互いそういった形でまとめていこうかという話が、何か利用しやすい形がないかという話があった記憶がございます。

　　ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが。

○職務代理　　事務局。

○事務局　　農業委員会としては、農地を守っていくというスタンスはあると思うのですが、個々に委員自身が貸し借りすることに対する規制といったものは、特にないと思われます。

　　今回は、借りている方は、以前に市街化編入された区域で農地を持っていた方で、市街化になるに当たって農地を手放さなければいけないということで、ほかにできるところの農地を探しているという方だったので、先ほど長谷川委員からいろいろな事情もありましたが、お近くでやられている方ですので、その農地を貸すという話になったと聞いています。それぞれの事情でこういう貸し借りを農業委員がやるということに対しては、特に問題ないと考えております。

○職務代理　　木村委員。

○木村委員　　わかりました。この借手の方も私がよく知っている方で、以前一緒に農業委員をやったことがあるのです。それで、貸手とすぐ近くの方で、両方とも知っているわけです。一応そういうことで、ちょっと神経質になり過ぎている部分があったので、その辺も含めてお聞きしました。了解しました。

○職務代理　　ほかにご意見がある方いらっしゃいますか。

（発言者なし）

○職務代理　　それでは、質疑を終結します。

受付番号3について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

[暫時休憩]

○議長 再開します。

では、受付番号8について、質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 これも確認ですけれども、この貸し借りがどういう形で成立したのか。ただ話し合いでこうなったのか、あるいは中間管理機構の紹介でなったとか、その辺、わかれば。

○議長 事務局。

○事務局 ご本人同士でお話をされて決まっております。もう少し事情のところて言いますと、貸主の方がちょっとお体の事情で減らしたいので借りてくれないかというお話があって、借主の方が、それなら借りますということで借りることになったそうです。

以上です。

○議長 ほかはよろしいでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 借り人の方は、もう既に稲作の水稲をやっている方なんでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今やっているところは基本畑ですけれども、水稲は今回のところだけになります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 となると、水稲を始めるのは恐らく初めてなんでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 これまでも、ご親戚のところのお手伝いをされていたということはこちらも承知しています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それならわかりました。新規で水稻をされるのであれば、道具やそういったものをいろいろ取りそろえる必要があるかと思うのですが、ご経験があるということであれば、特に問題なく。ありがとうございました。

○議長 ほか、ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

受付番号8について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号8は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

[暫時休憩]

○議長 再開します。

日程第6、議案第30号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）についてを議題に供します。

環境施設農政部農政課職員からご説明をお願いいたします。

○農政課 農政課です。地域計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定によりまして、地域計画案に対する、今日は農業委員会の皆さんへの意見聴取を行うものです。担当から説明させていただきますが、資料を見てご説明を行います。

本日、地域計画につきまして、A3の資料を3枚用意しております。地域計画について、白黒の地域計画について、目標地図の全図、目標地図詳細図の1、2、3は、カラーのものをご用意しておりますので、その資料に基づいてご説明させていただきます。

まず最初に、白黒の地域計画についてをごらんください。1枚目です。

これまでの経過と今後の予定としております。本日は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく意見を伺う場としてご説明させていただきます。

これまでの経過、今後の予定ですが、表の真ん中に12月と書いてありますが、

その上、協議の場の開催として11月27日に大和市経営予算対策推進会議にて協議をさせていただきました。協議の内容につきまして、11月総会にてご説明した内容を諮ったものです。内容についてはご承認をいただきましたので、協議結果の公表として12月5日、ホームページで公表しているところです。

この内容を踏まえまして計画案を策定いたしました。本日、地域計画の案に対する関係機関の意見聴取として農業委員会に対してのご説明をしにきました。なお、あわせてJA、農地中間管理機構にも、地域計画の案についてご意見を伺っているところです。

なお、意見聴取を行った後、1月、地域計画の案を公告し、2週間、公衆に縦覧いたします。この間、利害関係人は意見書を提出することができます。3月末を目指して地域計画を策定し公告をする予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、3ページ目、こちらが地域計画の案となります。様式にのっとして記載しております。

地域計画の案につきまして、一通りご説明をさせていただきます。

作成年月日につきましては、令和6年3月31日と記載がございますが、申し訳ございません。令和7年3月31日の作成、公告を予定しております。目標年度は令和15年、大和市全域の地域計画となります。

#### 1、地域における農業の将来のあり方。

(1) 地域計画の区域の状況です。表は、後ほど説明します目標地図の区域の土地についての集計になっております。区域内の農用地の面積につきましては4.66haです。目標地図に表示した土地です。①農業振興地域の農用区域内の農地、いわゆる農用地区域です。こちらは3.92haです。うち田の面積は3.64ヘクタール、畑の面積は1haです。④区域内において規模縮小などの意向のある農地面積の合計は0.21haです。こちらは、目標地図の中で今後検討とされている土地の全体の面積となります。

(2) 地域農業の現状及び課題。1点目、農地と住宅地が混在しており、大規模な農地をまとめることが難しい状況となっております。2点目、都市化の進展による営農環境の悪化、農業者の高齢化、担い手の不足が課題となっております。3点目、周辺の水利環境がよくない地区における営農の難しさや、農業機械、

設備が高額なため新しい設備投資は難しいといった課題があります。

(3) 地域における農業の将来のあり方。生産地と消費地が共存する大和市では、生産者と消費者の距離が近いという利点を生かし、新鮮で安心な農産物を求める市民ニーズに対応した少量多品目生産、消費者への直接販売を中心とする都市農業が営まれています。このような大和市の特性を生かした都市農業の振興を図っていきます。

2、農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標。

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針。認定農業者等組合経営の農用地の集積を図るとともに、意欲ある農業者による農用地の利用を促進します。

(2) 担い手に対する農用地の集積に関する目標。現状の集積率18.8%。この値は、先ほどお話ししました地域計画の区域内で認定新規就農者が利用する土地の割合となっております。将来の目標とする集積率25%。こちらは、大和市が定める基本構想に目標値としては25%として設定しており、その値を目標値としております。

(3) 農用地の集団化に関する目標。担い手等への農用地の利用の集積に当たっては、集団化、連担化が図れるように努めます。

続きまして3ページ目、3、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置。

(1) 農用地の集積、集団化の取り組み。認定農業者等の意欲ある農業者への農地の貸出しを進めるとともに、拡大意向のある地域外農業者への農地の貸出しも行い農用地の集積を進めます。

(2) 農地中間管理機構の活用方針。貸手、借手の希望を踏まえつつ、農地中間管理機構の活用を促進していきます。

(3) 基盤整備事業への取り組み。基盤整理済みの農業生産基盤について、その機能が持続的に発揮されるよう管理するとともに、計画的な改修、更新等を図っていきます。

(4) 多様な経営体の確保、育成の取り組み。新規就農者の受入れを進めると

ともに後継者の確保を図っていきます。

(5) 農業協同組合等農業支援サービス事業者等への農作業委託の取り組み。こちらについては特に記載はございません。その下は任意事項ですので、今回は記載しておりません。

ここまでが地域計画の考え方に相当する部分になります。

4、地域内の農業を担う者一覧。目標地図に位置づけるもの。こちらに9経営体の方の氏名列記し、現状の経営作目、経営面積を列記しております。こちらの方々が目標地図に位置づける経営体と記載しています。上から6名の方は下和田地区で水稻をされている方々、その下3名の方、認就と書いてありますが、認定新規就農者の略称で、新規就農者でございます。現状に対して10年後の面積、こちらの目標年度は令和15年度、基本構想の目標年次としておりますが、基本的には現状の面積を利用していくことを当面の計画として整理しております。

次のページをおめくりいただきまして、4ページです。記載の内容はございませんが、5番については特に記載なし、6番、目標地図決定のとおりとして、目標地図を加えるという形になっております。7番の記載の事項については、任意事項なので特に記載はございません。

目標地図をごらんください。大和市全域の目標地図を載せております。白図の上の青枠が農業振興地域になります。今回、この農業振興地域内の農業地区域を主な対象として地域計画を作成しております。赤の表示をしているところは地域計画の区域です。ちょっと小さくてわからないので、詳細図1として下和田、詳細図2として宮久保、詳細図3として久田の区域を別図にしております。

詳細図をごらんください。地域計画目標地図詳細図1です。赤枠のところが地域計画の区域です。緑のところが利用者としているもので、先ほどの説明4の地域内の農業を担う者一覧に記載されている方々の番号を振って利用地を表記しています。右側は水田地帯の状態、全て農用地区域になっております。1番から6番の方が利用する箇所、現況水稻をされていて、今後も当面は水稻をされていくという考え方の方々を利用者として位置づけております。ピンク色のところは、地区での話し合いの中で、今後の将来についてはわからない、

水稲栽培をしていくという考えは持っていないというご回答をいただいた方で今後検討としております。後継者に継承するのか第三者に継承するのか、または貸し借りをするのかということは、ご所有者の方と地域、市も含めて検討していかなければならないというのがピンク色の農地だと認識しております。

たすきがかかった部分については、今回のところ意向未確認ということで、継続的に意向の確認に努めてまいりたいと考えております。

左側、こちらは台地上ですけれども、認定新規就農者の利用地を青で示しております。

おめぐりいただきまして、詳細図が連続しているページをごらんください。左側、詳細図の2は上和田の久田の周辺です。青のところが認定新規就農者が利用する土地になっています。右側、詳細図3は上ノ原、久田原で青のところが9の認定農業者が3カ所のまとまりで就農しているところです。

何度かご説明しておりますが、新規就農者につきましては、農地の団地ではないのですが、地域計画に基づく国の支援策を活用して今後5年後の計画に向けて経営を安定化していくという取り組みをしていきたいということなので、支援措置を活用できるように地域計画に位置づけているところです。

今回このような形で地域計画の案をまとめまして、今後、地域計画の案の公告、縦覧、年度内には地域計画の作成に向けた決裁を進めてまいりたいと思っております。

最後に、地域計画については、農業経営基盤強化促進法に基づく計画で、国としては産業としての農業を強くしていこうという趣旨から、農業経営の効率化、安定化を図っていこうという法律の趣旨になっています。その経営の基盤となる人、担い手を育成する、農地を担い手に集約することというのが、この法律の狙いとなっておりますので、この担い手の集積という部分を支援するための計画が次の法律上の位置づけとなっております。

ただ、大和市としては、担い手に集積をする、大規模化を促進すると言いかえてもいいと思いますが、狙いとしてはどうなのかというところですが、むしろ農地を効率的に利用していく、利用を促進していくという面で、この計画を活用して、農地の貸し借りという手法を使って利用を促進していきたいと



考えております。

今後、地域計画につきましては、今回、下和田地区と新規就農者3名の地区というところを位置づけておりますが、随時見直していくことが必要な計画だと考えておりますので、この計画を踏まえて農地の利用促進を図り、また、ほかの地域での地域計画についても検討していくということは継続的にやってまいろうかと思っております。

まず、今回、地域計画の案についてご説明させていただきました。ご意見を賜りたいと思っておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

農政課から、地域計画について進捗状況等々今ご説明がございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。本件について質疑、意見はありますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 今回の地域計画の範囲に関連してですけれども、いろいろ農政課の皆さんと農業委員会と、今回の9経営体から賛成いただいたということで、いろいろご努力いただいてありがとうございました。

その上でですけれども、9番目、お名前を出してしまいますけれども、●●さん、今回議案に入ってきている土地もあるのですが、こちらは見直しのときに新たに入るような感じでよろしいでしょうか。先ほど議案の中で、●●さんは貸借で新たに土地を来年の2月1日からお借りして耕作すると、先ほど採決されて承認されたのですけれども、多分そちらの土地の面積が、当然入っていないと思うのですが、土地の契約が来年の2月なので。だから、見直し時にその土地が反映されるという考えでよろしいでしょうか。

○議長 農政課。

○農政課 委員がおっしゃったとおり、現時点では耕作地ではないので入れておりませんが、見直しをしていく中で追加していこうと考えております。

○田邊委員 そちらは、次回の見直しのときに反映されるような方向で。ありがとうございました。

○議長 そのほかございますでしょうか。質疑はよろしいですか。木村委員。

○木村委員 1点だけ。先ほどの説明で、例えば、今回の詳細図関係で農用地という、その中で、例えば下和田の水田あたりですか、これから意向を確認するみたいなどころもあるようです。その辺も含めまして、恐らく後継者不足とか高齢化ということが書いてありますけれども、これは大和市に限らずでしようが、今後こういう、ご自身では耕作が不可能になる農地が増えてくるかと思えます。そこで、先ほどの説明の後半で貸し借りで利用促進を図っていきたいという言葉があったのですが、その辺を含めて、例えば、これは具体案になって恐縮なんですけれども、下和田の水田で意向が確認できていないようなところも、この水田を借りて耕作したいとか、場合によっては、これを買って取ってやるとか、そういうのは、いわゆる神奈川県内で網を張って、いわゆる機構関係で大和市として、今はそれほどではないけれども、将来そういうおそれがあるということで、農政課を中心に利用者の発掘というか、その辺が現在どの程度働きかけとか動きをされているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長 農政課、お願いいたします。

○農政課 下和田地区については、今後検討していくところについては、意向確認というところについては働きかけはまだしていないというところではございます。今後検討としているところにつきましては、一度新規就農者の利用地ということで1年借り受けをしたのですが、具体的には7番の新規就農者だったのですが、畑のほうで経営をもう一回集約して、自分の目指すところを整理していきたいというところなので、一旦、所有者のほうに農地を返すといったことがございました。

具体の借手が今まだ見つかってはいないのですけれども、市としてもアンテナ張ってマッチングを図っていきたい。農地の利用調整に係る部分なので、農業委員会と協力しながら進めてまいりたいと思っております。具体の貸し借りのマッチングの案が、今出ていないところではすけれども、今後、努力していきたいと思っております。

○議長 ありがとうございます。

ほか質疑。遠藤委員。

○遠藤委員 まず、地域計画の策定に当たって農政課の方にご努力いただきましてあり

がとうございます。こういった形で最終的なものを見せていただいているというところで、非常にわかりやすく書いてある、あらわしてあると思います。いろいろ農家からの生の声を聞き取った中での地域計画なので、もちろんこういった資料として示すような形で文字化されているのはいたし方ないと思うのですが、主に農地を今後どうするかというところの課題とか、先ほど木村委員もおっしゃったように、後継者問題であるとか、個々に世帯においていろいろ事情が変わってくる中でのこういった資料づくりの中で、特に、新規就農者の方に向けて、どんどん借受けをこれから促進するような方向性にはなろうかと思うんですけども、新規就農者に当たっての支援の仕方とか農地を借りやすいような仕組みとか、そういうものが農政課も含めて我々農業委員に求められるような内容だと思います。

生の声を今回聞いた中で、特に新規就農者ですとか認定農業者の方が、本当に困っているというか、そういったこと、ここには載っていないようなお話というのは幾つかあると思うんですけども、認識しているところの中で、農政課で何か発言できるようなことがあれば、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長 農政課、お願いいたします。

○農政課 担い手の懇談会とかを行った中での話と、それから、地域で実際に農家にお聞きしたところだと、特に、機械の購入について補助があればいいんだけどもみたいな声はあります。それから、あと、大和市のアライグマとか鳥獣の関係で、果樹農家が、結構高価な単価のもので被害がある中で苦慮されている方がいらっしゃいます。そういった声が幾つかある中で、市として対応できる部分があれば対応していきたいと思えますし、相談いただければ、できることはやっていきたいと思っています。

抽象的な意見としては、やる気になるような農政課の事業をやってくれないかという話もありました。私としては、できればやる気が起きるような事業というのはどうなのかと考えたときに、この間の即売会とかそういうものが、まず1歩目かなと思って行ったところでした。課題としてはそのようなものがありました。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員　　どうもありがとうございます。私も今回の地域計画のところに向かっての懇談会にも出席させていただきましかつれども、まさしく、おっしゃったように、やる気の起こる農業というところについては、個々違いはありますが、かなり切実な悩みとして新規就農者の方がご発言されたように伺っているので、特に、つくったものを売るといふ行為についてとか、先ほどの審議の総会の席でもあったように、ハウスを購入したり、場合によっては井戸を掘りたいと思つても、なかなか補助に対してのメニューがないということもお聞きすることが多かつたものですから、こういう場をかりて、こういう地域計画を今後ずっと継続していくのであれば、ある程度求められたものに応えるというのも一つの責務といふか必要性や責任のような気もするので、今後また農政課と協力しながら進めていければと思つております。よろしくお願ひします。

○議長　　ほか質疑、よろしいでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員　　1 ページの経過、今後の予定にあらわれているところで、いろいろ動いて農政課の方が調整なり勉強されているといふのは認識しておりますので、まず、どうもありがとうございます。それで、こういった形にまとめていただいて、本当にわかりやすく、ありがとうございます。

　　ちょっと簡単な質問が2点ございまして、2 ページの1の(1)で、②の田の面積と畑の面積を足すと合わせて4.64 haですが、上の農用地等の面積は4.66 haなので0.02 haの差があるのですが、これは、倉庫やポンプ場とか組合とか、そういった機械設備で使っているといふ認識でよろしいのでしょうかといふのが1つ。

　　あと、同じページの2番の(2)の集積率ですけれども、これの計算方法といふかがちょっといまいぢわからないので教えていただきたいのと、目標とする集積率は25%と出ているのですが、これは何で25%なのかちょっとお伺いできればと思ひます。

○議長　　農政課、お願ひします。

○農政課　　最初の足し算のところですがけれども、長谷川委員が今言われたような部分と、あとは四捨五入の関係もあますので。

　　2つ目が、18.8%の計算が、4.66 haのうち新規就農者の3人を足すと

0. 87 ha、それを割返した計算になっています。25%の数字については、農業委員会事務局で報告している数値がありますので、そこと連携している状況となっています。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほか質疑、ご意見。田邊委員。

○田邊委員 1月の地域計画案の公告、縦覧の関係で、まずは利害関係人から意見を聴取しないといけないので、仕方ないかもしれないけれども、こちらはやはり3ページ目で、農業を担う側のお名前がずらずらと載ってきているのですが、何か載せないといけないのですね。

○議長 農政課。

○農政課 今の段階では載せさせていただいてはいますが、伏せて発表しますので、ここは、名前は表に出てきませんので。そこは個人情報との関係ですから、ご理解いただきたいと思います。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 最後ですけれども、今回この地域の地域計画案がおかげさまでまとまったのですが、この次のほかの約3地域ぐらいあると思うのですが、今後、そちらのほうに取りかかる感じなのでしょうか。

○議長 農政課。

○農政課 まずは、これを策定した後に、またちょっと検討していきたいと思います。農業委員会の皆さんには、1年に1回、変更があったら定期的に入りたいととを考えていますので、そのときご報告させていただきます。

○田邊委員 ありがとうございます。

○議長 よろしいでしょうか。

私のほうから確認ですけれども、今、個人情報の話が出ましたけれども、このプリントはこの会議後、お渡しするというので、ここに置いて帰るということで。持ち帰りで構わないですか。

○農政課 持ち帰りで構いません。

○議長 持ち帰りで構わない。ただ、個人情報情報は皆さん伏してくださいと。わかりました。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第30号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画についてを採決いたします。

本件については、賛同し、回答といたしましては、意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第30号は、意見なしで回答いたします。

ここで、農政課の職員には退席をしていただきます。ありがとうございました。

○議長 これにて、本日の総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年12月大和市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

午前11時27分 閉会